

To-tA Top of the Arcade 利用規約

2019. 5. 9更新

To-tAについて

作品展示・ギャラリー・個展・セミナー・レクチャー・ワークショップ・ヨガ教室・飲食パーティー
撮影スタジオ・物販・1dayshop など…多目的に使用ができます。

“「私ならこうする。」をカタチにする”をコンセプトにしたレンタルスペースです。

レンタル使用について

レンタル料金 ※掲載されている料金はすべて税別表示です。(消費税8%)

使用時間	10:00~22:00	10:00~18:00	18:00~22:00
レンタル料金	10,000円	5,000円	5,000円

- ・使用時間は、設営・撤去・退出するまでの時間となります。(原則は、10:00~22:00まで。)
- ・上記金額に、別途料金が必要になる場合があります。下記表(※1)をご参照ください。

※1 別途料金について(上記レンタル料金に追加となります。)

営利使用(入場料等徴収含む)	飲食使用(持ち込み含む)	22:00以降の使用
2,500円	2,500円	1,500円/時間

備品について ※掲載されている料金はすべて税別表示です。(消費税8%)

無料備品	<input type="checkbox"/> ホワイトボード	1台
	<input type="checkbox"/> 椅子	40脚
	<input type="checkbox"/> スツール	30脚
	<input type="checkbox"/> 長丸テーブル(185cm×90cm)	4台
	<input type="checkbox"/> テーブル(75cm×75cm)	18台
	<input type="checkbox"/> プロジェクタースクリーン	1機
有料備品 (1回あたり)	<input type="checkbox"/> キッチン	5,000円
	<input type="checkbox"/> マイクセット	2,000円
	<input type="checkbox"/> プロジェクター	2,000円

使用の申込について

- ・To-tAは予約制です。使用日の前々日(営業日)までにご予約ください。
- ・予約の際は、事前に使用目的や使用可能日の打ちあわせを必ず行ってください。
- ・使用申請書に必要な事項を記入し、運営者の承認後、予約受付完了となります。
- ・お支払いは前払い制(現金または振込み)

施設利用の際の注意事項

権利譲渡・転貸の禁止

使用の権利を譲渡、または転貸はできません。

使用禁止事項（次に該当する場合は、施設の使用を許可できません。）

- ・ 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・ 他人に迷惑をかけ、または危害を及ぼすおそれがあると運営者が判断したとき
- ・ 建物、設備および器具等をき損するおそれがあると認められるとき
- ・ 反社会勢力の排除条項の趣旨に反すると認められるとき
- ・ 騒音など管理上支障があると認められるとき
- ・ BBQ など炭火を使用すること
- ・ 音楽イベント使用（バンド等のLIVEやDJイベント、ダンスなど含む）
- ・ スピーカーの持込み（本施設内のものをご使用ください。）
- ・ 鳴り物（太鼓や楽器）など持込み。
- ・ 下階に響くような過度に飛び跳ねる、走り回るなどの行為。
- ・ 20：00以降のウッドデッキでの音出し。

使用上の留意事項

- ・ 許可なく、ガス等火災発生の恐れのある機器（カセットコンロなど）を持ち込み使用することはできません。
- ・ 本施設及び共用部の壁、柱、扉等への掲示・展示はマスキングテープをご利用ください。
- ・ ゴミ等に関しては、責任を持って持ち帰り処分をしてください。
- ・ 原状復旧が使用条件です。退出する際は、トイレ・キッチンを含む施設内の掃除、備品の片づけを必ず行ってください。

清掃不備による汚損が激しい際は、清掃料として別途5,000円をいただきます。

- ・ 使用許可を受けていない施設への立ち入り及び、備品使用はしないでください。
- ・ 許可時間内における主催者、責任者の所在を常に明らかにしておいてください

損害賠償について

・ 使用者または利用者が、本施設内の什器備品など汚損、破損した場合は、速やか運営者に連絡したうえで、実費にて補修していただくことがあります。

※床の補修については、張替費用としてタイルカーペット1枚あたり1,000円（税別）をいただきます。

・ 申請者または利用者（参加・関係者を含む）に起因する当施設及び第三者に発生する損害については、申請者に全額賠償していただきます。

管理責任の範囲

当施設での盗難、事故等により、利用者、参加者に損害が生じた場合、当施設はその責任を負いません。

利用中止及び罰金について

上記規約に違反し、著しい騒音等で、他テナントの営業を妨げる行為や近隣住民とのトラブル（警察への通報など）が発生及び事実が発覚した際は、利用途中でも利用を中止させていただきます。

その際は、通常利用料金とは別に罰金50,000円が発生します。

また、それを理由に申請者が被った損害については、当施設はその責任を負いません。

運営・問合せ窓口

新大分土地株式会社 / 住所：大分市中央町1丁目5番25号 新大分ビル4F / TEL:097-534-3371 / FAX:097-536-3522